

改正欧州ベンチマーク規制（EU BMR）適用開始に伴う TORF の法的ステータス及び利用上の適格性について

2026 年 4 月
株式会社 QUICK ベンチマークス

株式会社 QUICK ベンチマークス（以下、「QBS」といいます。）は、2026 年 1 月 1 日から第三国（非 EU）ベンチマークへの完全適用が開始された欧州規則（Regulation (EU) 2025/914）に基づき改正された欧州ベンチマーク規制（Regulation (EU) 2016/1011）（以下、総称して「改正 EU BMR」といいます。）の下における、TORF（東京ターム物リスク・フリー・レート）の法的ステータス及び利用上の適格性につきまして、お知らせします。

完全適用後も、EU 域内の利用者を含め、特段のお手続きなく、引き続き適法に TORF をご利用いただけるものと当社は認識しております。

1. 「規制適用範囲外」ステータスの確認及び利用の適格性について

改正 EU BMR に基づき、EU 域内での利用額（参照契約総額）が 500 億ユーロ未満の第三国ベンチマークは、原則として同規制の登録義務の適用範囲外となります。これにより、当該ベンチマークは ESMA（欧州証券市場監督局）への登録・認可を必要とせず、EU 域内の監視対象事業者（金融機関等）による利用が法的に認められます。

QBS は、2026 年 4 月 3 日時点において、ESMA が運用する金融商品参照データシステム（FIRDS）に基づき確認を行いましたところ、TORF の EU 域内における利用規模は、規制上の「Significant Benchmark (Critical Benchmark に次ぐ重要性を持つベンチマーク)」の閾値である 500 億ユーロを大幅に下回っております。また、同日時点において、定性的な側面（適切な代替指標が欠如し、かつ指標の公表停止等が EU 域内の金融安定性等に重大な悪影響を及ぼすこと）から TORF を登録対象として指定する旨の通知等も、ESMA から受領しておりません。

なお、FIRDS とは、欧州市場インフラ規則（MiFIR）（Regulation (EU) No 600/2014）第 27 条に基づき、Trading Venue（取引所等）や Systematic Internaliser (SI、自己勘定で顧客注文を執行する証券会社等）が各国の管轄当局に提出した金融商品の参照データを、ESMA が集約し同局のウェブサイト上で公開している仕組みです。

したがって、TORF は現時点において ESMA の登録簿には掲載されておませんが、改正 EU BMR の規定に基づき、EU 域内の利用者におかれましても、追加のお手続きなく、引き続き適法に TORF を金融商品や金融契約の参照指標としてご利用いただけるものと認識しております。

2. 指標の堅牢性

- TORF は EU 規制の登録義務対象外となりますが、指標としての品質とガバナンスは国際水準を維持しています。QBS は「金融指標に関する IOSCO 原則（IOSCO Principles for Financial Benchmarks）」を遵守しており、かつ日本の金融商品取引法に基づき金融庁の規制・監督を受ける「特定金融指標算出者」として、透明性の高い運営を行っています。
- 規制当局との連携：
金融庁とも協議を通じ、本規制環境下における TORF の状況について認識を共有しております。

3. 今後の対応及びモニタリング態勢

QBS は、引き続き TORF の利用状況及び EU 規制当局の動向を注視いたします。将来的に EU 域内での利用拡大等により「Significant Benchmark」の要件に該当する可能性が生じた場合、あるいはESMAによる指定を受けた場合には、速やかに金融庁とも協議の上、必要な手続きを進め、利用者の取引に影響が生じないよう万全の態勢を維持してまいります。

以上